

Ⅱ 第9期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

ヒアリング結果報告書

1 趣旨

「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング調査を行い、更なる効率的・効果的な事業の推進を図っていく。

2 令和2（2020）年度の対象テーマ

- (1) 困難な状況にある若年女性に向けた支援について
- (2) ひとり親家庭に向けた支援について

～テーマに関する計画の施策事業～

- (1) 困難な状況にある若年女性に向けた支援について

女性保護事業

- 目標Ⅰ 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
- 基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援
- 施策11 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
- 事業番号30 性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。

妊娠・出産SOS相談事業

- 目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進
- 基本施策10 生涯を通じた健康支援
- 施策49 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- 事業番号123 ライフステージ別に性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について周知啓発を行います。

- (2) ひとり親家庭に向けた支援について

ひとり親家庭の生活支援事業

- 目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進
- 基本施策9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 施策42 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進
- 事業番号108 ひとり親家庭に対して、就業支援、自立支援を実施します。
- 事業番号109 ひとり親家庭に対して、生活支援や経済的な支援、入居支援*を実施します。（*ヒアリング対象外）

事業番号110 ひとり親家庭を対象としたさまざまな支援情報等を提供するとともに、利用しやすい相談を実施します。

3 実施概要

(1) 実施主体 第9期川崎市男女平等推進審議会

(2) 実施日及び内容

令和2(2020)年5月27日(水)

- ・テーマとヒアリング対象事業等の選定

令和2(2020)年6月19日(金)

- ・ヒアリング質問項目の検討

令和2(2020)年7月17日(金)

- ・ヒアリング調査の実施
- ・ヒアリングを踏まえた意見交換、評価の検討

令和2(2020)年9月18日(金)

- ・ヒアリング結果の取りまとめ

4 評価結果の取扱い

第4期川崎市男女平等推進行動計画の今後の取組に適切に反映し、効率的・効果的な事業の推進を図る。また、評価の公平さと透明性の確保及び市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を年次報告書の中で公表する。

5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリング結果を基に、川崎市男女平等推進審議会で意見交換を行い、次のとおり、テーマに係る①評価と提言、②ヒアリング対象事業・部署別評価をまとめた。

(1) 困難な状況にある若年女性に向けた支援について

①評価と提言

近年、若年女性が抱える困難は、貧困、不安定雇用の増加、居場所がない、孤立、家族からの経済的搾取やケア役割の負担、家族や身近な者からの虐待や性暴力、AV出演強要・JKビジネスなど性産業からの搾取など、多様な形で顕在化している。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、こうした困難がより深刻化することが懸念されており、若年女性が一人で抱え込まず安心して相談し、支援に繋がっていくことが求められている。

川崎市では、若年女性からの相談のうち、日常生活における様々な困難に関する相談は、相談者の年齢に応じて、女性保護事業や児童相談所が関係機関と連携しながら支援を行っている。また、思いがけない妊娠や出産に関する相談については、妊娠・出産SOS相談事業においてメールや電話で相談を受け、助産師や保健師等が対応している。令和元年度は、DVと望まない妊娠の関連性を踏まえ、DV相談窓口と妊娠・出産SOS相談窓口の情報を併記した広報物を作成し周知を行っている。その際は、川崎市の主要な駅などの協力を得ながら、女性用トイレなど当事者に配慮しながら周知啓発を行ったことを評価する。また、ヒアリングを通じ、SNSによる相談のニーズが高まる中、県や国が実施するSNSによるDV相談窓口の周知啓発に努めていることや、教育機関と連携して市内の小中学校に助産師や保健師等を派遣し、思春期教育を実施していることも評価する。

若年女性が直面する問題については、国においても平成29年に若年女性への性搾取に関する関係府省対策会議を設置するとともに、令和元年度に困難な問題を抱える女性への支援のあり方を検討するなど、近年、男女共同参画の課題として認識が高まっているテーマである。被害に遭った場合は、被害を認識し訴えることができるよう、周知啓発を行っていくことが重要である。周知啓発については、小学校などの若年期から行うとともに、従来の紙媒体による周知の工夫やSNSを使用した周知方法の検討などを行い、より多くの若年層が相談に繋がるよう取り組んでいただきたい。なお、防止啓発や当事者の周囲の人が相談を後押しする効果も期待できるため、対象は女性に限定せず、男性を含め幅広い層に対して周知啓発を実施することも必要である。また、相談体制については、若年相談者が安心して相談できるよう、民間団体を活用しながら相談者により年齢の近い相談員の配置とともに、SNS相談窓口の設置に向けた検討を期待する。相談に繋がった際は、当事者の状況及び意向に沿った支援の推進に向け、関係機関の連携を強め、必要に応じDV相談支援センターと妊娠・出産SOS相談事業が事業連携することも検討していただきたい。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴う事業及び若年女性への深刻な影響については、現状では不明な点も多く、相談内容の精査なども含め、引き続き留意が必要である。

若年女性が直面する困難は、その後の人生に大きな支障を来とし、貧困や複合的な困難に繋がることもある。川崎市男女平等推進審議会は、多様化する若年女性が抱える困難について、川崎市が関係機関と連携しながら対応していくことを期待する。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども支援部こども保健福祉課

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における様々な困難に関する相談・支援については、相談者の年齢に応じて、女性保護事業を実施する区役所地域みまもり支援センターや児童相談所が関係機関と連携しながら支援している。 ・思いがけない妊娠や出産に関する相談については、妊娠・出産SOS相談事業においてメールや電話相談を受け、助産師や保健師等が対応している。
<p>事業への取組・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害と望まぬ妊娠の関連性を踏まえ、令和元年度にDV相談支援センターと妊娠・出産SOS相談事業が連携しポスターを市内のJRや私鉄駅等広く周知啓発を行ったほか、性風俗産業従事者の目に触れるようターゲットを絞った周知啓発を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自粛により虐待やDVが潜在化する懸念から、SNS相談窓口である「かながわDV相談LINE」や「DV相談プラス」の広報に努めている。 ・学校からの要望に基づき、市内の小中学校に助産師や保健師等を講師として派遣し、思春期教育を実施しており、その際に妊娠・出産SOS相談窓口の周知を行っている。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対する相談窓口の周知が十分ではない。 ・若年相談者が安心して相談できる体制が整備されているとは言い難い。SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりを踏まえ、若年女性の相談に対応していく必要がある。 ・若年女性が直面する困難は複雑化しており、当事者たちの状況及び意向に沿った支援が求められている。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、虐待やDVの増加・深刻化が懸念される。
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少の時から周知啓発を行うとともに、従来の紙媒体による周知の工夫やSNSを使用した手法の検討などを行い、若年層が相談に繋がるよう取り組んでいただきたい。また、対象は女性に限定せず、男性を含む幅広い層に届く周知啓発を検討していただきたい。 ・相談体制については、民間団体を活用しながら、相談者とより年齢の近い相談員の配置やSNS相談窓口の設置を検討していただきたい。 ・当事者及び意向に沿った支援の推進に向け、DV相談支援センターと妊娠・出産SOS相談事業の事業連携を検討していただきたい。18歳未満、18歳以上、20歳以上などの年齢の区切りによって必要な支援に繋がらないことがないよう、関係機関の緊密な連携に取り組んでいただきたい。 ・新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴う事業及び若年女性への影響については、相談内容の精査なども含め今後も留意していただきたい。

(2) ひとり親家庭に向けた支援について

①評価と提言

ひとり親家庭については、社会経済における男女が置かれた状況の違い等を背景として、とりわけ母子家庭が貧困等生活上の困難に陥りやすく、川崎市においても、令和2年3月現在、児童扶養手当の受給世帯の約95%を母子世帯が占めている。さらに、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、非正規雇用が多い女性が職を失いやすいなど、平常時におけるジェンダーの課題が一層顕在化しており、母子家庭をはじめとする経済的・社会的に脆弱な立場にある者が、より深刻な影響を受けることが懸念される。

川崎市は、ひとり親家庭の自立の促進に向け、川崎市母子・父子福祉センターにおいて生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、児童扶養手当の支給や医療費の一部助成など経済的支援を実施している。平成30年度には、ひとり親家庭支援施策の見直しを行い、児童扶養手当受給世帯の親と児童（高校生）に対する交通費の助成を始めとする市独自の取組を行っている。さらに、ヒアリングでは、事業の周知に当たって、サポートガイドブックやメールマガジンを作成し、ガイドブックの改訂を毎年度行うとともに、メールマガジンは登録者数の増加に努めていることを把握した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出の自粛などで雇用状況が悪化する中、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を対象に、ひとり親家庭等臨時特別給付金を支給するなど、国に先駆けて経済支援を行ったことも評価する。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は今後も長期化することが見込まれており、ひとり親家庭の経済的・社会的困難も継続していくことが予想される。このため、今後も様々な機会を捉えて利用できる制度等の周知を行い、支援に繋げていくことが重要であるが、ヒアリングを通じ、ひとり親の多様な状況を踏まえ、効果的な情報提供を検討していく余地があることを把握した。例えば、子どもの成長等に合わせ、ライフステージごとにタイミングよく、利用できる制度等の通知が来ると当事者にとって分かりやすいのではないか。一人ひとりの置かれた状況が異なることを念頭に、当事者が必要な支援に結び付くよう、様々な機会を捉えて事業の周知を行うとともに、当事者の声を反映させながら周知の方法や内容を検討することが必要である。また、忙しく相談する時間がないなど、多様なひとり親がいることに留意し、利用しやすい行政サービスの提供に向けた工夫も重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ヒアリングでも、川崎市母子・父子福祉センターなどにおける対面で行う事業の実施が困難になるとともに、社会福祉協議会で実施する緊急小口資金等の貸付金に関する相談が増加しているといった影響を把握した。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴う、事業及びひとり親家庭への深刻な影響の把握に留意していただきたい。

以上のように、女性の貧困が顕著なひとり親家庭の生活支援の必要性が高まる中、川崎市男女平等推進審議会は、川崎市が引き続きひとり親家庭に対して切れ目のない支援を行うことを期待する。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

こども未来局こども支援部こども家庭課

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立の促進に向け、母子・父子福祉センターにおいて生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、児童扶養手当の支給や医療費の一部助成の実施など経済的支援を実施している。
事業への取組・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度にひとり親家庭支援施策の見直しを行い、ひとり親家庭全体が対象となる施策を行うことを前提に、親と子の将来の自立に向けた支援を行い、特に子供に対しての支援を重点化することで、貧困の連鎖を断ち切るという形で再構築した。それを踏まえ、市独自の取組として、児童扶養手当受給世帯の高校生の児童への通学費助成制度及び通勤手当不支給の親に対する通勤交通費助成制度（平成31年4月）、一時保育、病児・病後児保育利用料の減免の適用（平成31年4月）、ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業（平成31年4月）ひとり親家庭に対する医療費助成制度の所得制限の緩和（令和2年1月）を順次開始した。 ・ガイドブックやメールマガジンによる周知啓発を行っており、ガイドブックについては毎年度改訂を行うとともに、メールマガジンについては登録者数の増加に努めている。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国に先駆けて市独自の取組として、ひとり親家庭等臨時特別給付金の支給を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が必要な支援に結び付くよう、継続した事業の周知が求められている。 ・事業の周知については、ひとり親の多様な状況を踏まえた効果的な情報提供を検討していく余地がある。 ・忙しく相談する時間がないなど、行政サービスを利用しにくいひとり親がいることに留意する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、育児をしながら生計を維持するひとり親家庭が経済的に厳しい状況に置かれるなどの影響が全国的に把握されており、今後も長期的な影響が見込まれる。
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長等に合わせ、ライフステージごとにタイミングよく効果的な情報提供ができるよう、様々な機会を捉えて制度の周知を行ってほしい。 ・当事者の声を反映させながら周知内容の検討をしてほしい。 ・多様なひとり親がいることに留意し、利用しやすい体制を検討していただきたい。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴う、事業及びひとり親への影響については、今後も留意していただきたい。

6 ヒアリング結果概要

(1) 困難な状況にある若年女性に向けた支援について

【担当部署 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども支援部こども保健福祉課】

○所管課への事前質問

【女性保護事業】

1 相談体制について

- ・相談員の数・性別・年代

相談員数：11名

性別：全て女性

年代

年代	20代	30代	40代	50代	60代
人数	0人	3人	0人	3人	4人

2 相談件数について

- ・総相談件数及び10代・20代の相談件数

総相談件数は毎年約7,000件から8,000件で、うち20代の相談件数は160件から180件、10代の相談件数は10件前後です。

3 相談内容について

- ・10代、20代からの相談主訴や傾向

女性保護事業における相談では、20代は他の年代と同じく「夫からの暴力」が最も多いですが、「親からの暴力」が次いで多い主訴となっています。10代は「親からの暴力」が最も多く、次いで「家庭不和」「帰住先なし」となっています。

- ・児童相談所における相談傾向

児童相談所への相談について、男女別での統計をとっていないため、女兒に関する相談傾向の把握について、検討してまいります。

- ・18歳・19歳からの相談への対応

児童相談所は児童福祉法により18歳未満を対象としているため、18歳を超えてもなお、支援が必要な場合は、関係機関へ引継ぎをしています。

- ・相談後の対応（解決方法や連携を行う関係機関）

女性保護事業における相談では、区役所の他部署との連携により、必要な手続きを円滑に行えるよう支援をします。また、相談者の家庭に未成年の子どもがいて虐待の

心配がある場合には、区役所内の要対協調整機関、児童相談所と連携を図っています。

また、女性保護の相談支援をしている民間団体が若年の女性も支援しています。

・ **SNS上の被害に対する対応やSNS相談実施の検討状況**

SNS相談の実施については、神奈川県が県内全域を対象としてLINE相談を実施しています。また、特に子ども等も利用できる民間団体のSNS相談を市ホームページにリンクを貼るなど、窓口の周知をしています。

4 事業の周知方法

・ **啓発物の配布方法、配布数、設置個所、配布時期、想定している対象**

若年女性に特化した啓発物はありませんが、DV相談全般についての啓発物は次のとおりです。

配布方法；川崎市DV相談支援センターのチラシ及び名刺大カードを関係機関へ郵送配布

川崎市DV相談支援センターと妊娠・出産SOS合同ポスターを関係機関へ郵送、持ち込み、データ等で配布

配布数；チラシ 6, 230枚、ポスター 792枚

配布箇所；市内43機関

配布時期；年度末に次年度分として配布し、その後は随時配布しています。

想定している対象；市民全体にDV窓口を知ってもらうことを想定しています。

5 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について

・ **DV被害者に対する特別定額給付金の支給に係る措置（成人男性からの申請への対応について）**

今回の特別定額給付金の成人男性からの申出への対応については、区役所地域みまもり支援センター等で受け付けました。その際、他者の目が気にならないよう窓口から離れた面接室で男性職員が対応する等、男性被害者が相談しやすいよう、各区役所で対応を工夫しました。

・ **性風俗産業従事者や居場所のない若年女性に関して把握している影響**

性風俗産業従事者や居場所のない若年女性が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、どのような影響があったかについては把握していません。

【妊娠・出産SOS相談事業】

6 相談窓口を設置した時期及び設置の背景について

平成27年4月開始

少子化が急速に進む中で、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、国で産前・産後の支援が制度化されたことを受けて、川崎市では産後ケア事業を開始し、次いで事業の充実のために本事業を開始しました。

7 相談体制について

・相談員の数・性別・年代

相談員は8名、すべて女性で、年代40～60代です。

8 相談件数について

・総相談件数及び10代・20代の相談件数

	平成30(2018)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年 4月～5月
総相談件数	33件	44件	電話：14件 メール：4件
うち20代の相談件数	12件	11件	電話：5件 メール：4件
うち10代の相談件数	5件	5件	電話：2件 メール：0件

(※年齢不明 平成30年：9件、令和元年：10件)

9 相談内容について

・10代、20代からの相談主訴や傾向：

妊娠不安（避妊に失敗したかもしれない、妊娠しているかもしれない）や予期しない妊娠に関するものが多い傾向です。

・相談後の対応（解決方法や連携を行う関係機関など）：

妊娠不安に対しては、検査の必要性や医療機関受診を助言、本人の希望があれば直接区役所に継続支援を依頼することもあります。

・SNS上の被害に対する対応やSNS相談実施の検討状況：

上記事例なし。SNS相談実施については、県が開始したライン相談の状況等も確認しながら、今後、検討していくこととします。

10 事業の周知方法

・啓発物の配布方法、配布数、設置個所、配布時期、想定している対象

カード 【配布数】約8、000枚（令和元年度）

【設置個所】区役所、市民館、図書館、医療機関、薬局、鉄道各社、
学校・警察連絡会等

【時期】通年

【対象】中高生～成人

ポスター 【配布数】令和元年度はDV相談と共同で作成・配布（792枚）

【設置個所】区役所、警察署、地域子育て支援センター、市民館、図書館、
医療機関、市広報掲示板、薬局、特殊浴場協会、バス各社営業所、
だいJOBセンター、市立高校、市内大学、児童相談所、鉄道各社等

【時期】8月

【対象】中高生～成人

市ホームページ

市助産師会ホームページ

twitter（市シティプロモーションアカウント）

11 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について

・性風俗産業従事者や居場所のない若年女性に関して把握している影響

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については把握しておりません。

○所管課への当日質問

1 若年女性からの相談について

・相談者のバックグラウンドや相談の特徴

親からの虐待、家庭内不和が背景にある相談者が多くなっています。具体的な相談内容としては、家族による給料の搾取や、家を出たものの生活に困り、風俗関係の仕事に従事し、予期せぬ妊娠をするといったケースがあります。

・相談後の支援内容（国・県・他都市及び関係機関との連携内容及び連携における課題）

相談後については、親との不和や生活保護申請の難しさ、シェルターに入りがたいといった理由から、神奈川県では子どもシェルター等を利用しながら支援しています。なお、18歳をまたぐ場合、児童相談所が支援しているケースでは、区役所と連携を取りながら、児童相談所から区役所に引き継ぐ対応を行っています。住居を設定して

自立した後の生活支援では、女性相談で関わるのが難しく、再度同じような状況が繰り返し発生してしまう場合があります、そうした点に課題があると感じています。

・教育関連機関との連携

教育機関との連携については、中学校までは義務教育のため比較的スムーズに連携が行われていますが、高校になると義務教育ではなくなり、また当該自治体外の学校に通う場合もあるため、連携が難しくなると感じています。また、学校間の対応の差もあります。なお、シェルターを利用すると基本的に通学できなくなりますが、過去に卒業に向けて登校が必要だという事情があり、教育機関とシェルターで連携しながら支援した事例がありました。

・18、19歳の場合は区役所に引き継いでいくということだが、現状では、どのような点が課題となっているか。

対象者の状況にもよりますが、例えば障害のある事例では、障害担当部署が関わり、児童相談所と連携しながら、できるだけ早く障害者施策やサービスに繋がるよう取り組んでいます。しかし本人にニーズがなかったりすると、関わりづらさが生じることや、関係性が構築されていない中で支援開始となったりと、区役所も引き継がれた側も支援する難しさがあることが伺えます。また、社会資源も少ないことから次に繋げる場がなく、支援が行き詰まってしまうという課題もあると思います。

・18歳、19歳の性被害や妊娠中絶に関する相談はどこで対応するのか。また20歳以降は女性保護事業で対応するのか。

18歳までは、基本的には児童相談所の一時保護で対応します。妊娠をしている場合は、要保護児童対策地域協議会で特定妊婦として支援を開始していくので、本人にニーズがなくても積極的に支援する対応を行っています。18歳を超える場合には支援機関が少なく、神奈川県は子どもシェルター等に依頼しています。また妊婦を受け入れる支援先が現状では少ないこともあります。20歳以降は、女性保護事業に繋がればシェルターの一時保護支援となりますが、スマートフォンが使えない現状などから一時保護件数は近年減少傾向にあります。

・18歳、19歳の相談件数はどの位あるのか。

女性相談における4月、5月の総相談件数の約2,000件うち、10代が7件、20代が47件（速報値）となっています。10代の7件のうち、18歳、19歳が過半数を占めます。

・教育機関との連携について、今後どのような取組を検討されているか。

市民文化局では、教育委員会と連携して中学校でデートDV防止啓発を実施していく予定です。こども保健福祉課が所管している健全母性育成事業では、市内の学校の校長会を通じて、思春期教育についての広報を行っており、学校からの要望に基づき

市内の小中学校に助産師ないしは保健師が出向いて、思春期教育を実施しています。その際は、各生徒に妊娠・出産SOSの相談窓口の情報提供を行っています。

・若年女性で親から虐待を受けている、家に居場所がなく本人は絶対戻りたくない場合、①18歳未満、②18歳・19歳、③20歳以上の年齢別に、具体的な支援内容を教えていただきたい。

①18歳未満

主な支援機関は児童相談所となります。特に、家に帰りたくないという場合は、児童相談所で一時保護した後、家庭との調整が可能か検討し、家庭が難しい場合には、児童養護施設や里親等、社会的養育に向けた検討を行うとともに、進学や自立に向けた支援についても併せて行います。その他、自立援助ホームやこどもシェルターへつなぐ場合もあります。

社会的養護を必要とする場合、円滑に社会的自立を果たせるよう、退所後の生活や就労に関する相談支援についても取り組んでいます。

②18歳・19歳

児童相談所の支援対象外となるため、区役所地域みまもり支援センター地域支援課が主な支援機関となります。また、18歳未満の時から児童相談所が支援していたケースにおいても、必要に応じて支援を引き継ぐ場合があります。家庭との調整、あるいは自立に向けた支援となります。また18歳を超えてからは、生活保護申請も一つの選択肢としてあり、その他本人のもつ力を評価しながら支援を組み立てます。

③20歳以上

区役所地域みまもり支援センター地域支援課が主な支援機関となります。女性保護事業における支援を行います。例えば女性保護施設へ入所し、今後の自立した生活に向けて支援を行います。

2 相談窓口の周知啓発について

・周知啓発に関する課題

従前から、チラシや名刺大のカードの啓発物を作成して、区役所や市民館等の女性用トイレに配置して周知を行ってまいりました。しかし、平成30年度に本市が実施したアンケート調査では、女性のDV相談窓口の認知度は37%程度に留まっており、今後は従前のカードやチラシ以外の媒体も検討するなど、幅広く周知をしていきたいと考えています。

・DV相談支援センターと妊娠・出産SOS相談が連携した周知啓発を実施した経緯及び把握した効果

昨年度、川崎市で予期せぬ妊娠から自宅で出産をし、母親が死亡した乳児を遺棄したという事件があり、その背景に、母親が誰にも相談できず、周囲も全く気づかなかったということがありました。これを踏まえ、まずは相談窓口の周知を課題として重く受け止めるとともに、DVと望まぬ妊娠というのは強い関連性があるため、DV相談窓口と妊娠・出産SOS相談窓口の情報を併記したチラシやポスターを作成しました。チラシやポスターは、川崎市の特徴として性風俗も多いため、特殊浴場協会の御協力を得て店舗の控室等に貼るなどの取組を行いました。

その効果についてはまだ把握できていない面もありますが、望まない妊娠について相談する場があるというのを周知できたという点が挙げられます。また、川崎の主要駅である京急川崎駅や東急武蔵小杉駅、東急溝の口駅、JR登戸駅等に啓発カードの設置やポスターを掲示し、一定数持っていかれたなどの効果を把握しました。

・連携は広報だけで、事業連携などはしていないのか。

事業としては別個に電話相談を実施していますが、関係性が深いため連携して広報を実施しました。

・女性用トイレは啓発場所として有効だが、若年向けにSNSの活用などは検討しているか。

若年女性に限定したものはありませんが、昨年10月から、神奈川県で圏域全体を対象としたLINEによるDV相談を始めており、その周知を市ホームページなどで行っています。県内自治体の中では、DV相談について市町村単独で実施するよりも、LINEなどの広域相談機関があったほうがよいという意見で一致しているところであり、今後も県のLINE相談の周知を行っていきます。また、国が「DV相談プラス」事業を継続することも効果的だと考えています。この他に民間団体によるLINE相談などもあり、団体の了承を得ながら、周知啓発を検討してまいります。

・妊娠・出産SOS相談では、望まぬ妊娠防止に向けた避妊や、性被害に遭った際の72時間ピルなどの情報提供をしているのか。

妊娠・出産SOSの主な相談内容は、付き合っている男性との間に子どもができたかもしれないが、分からず困っているものが多くなっています。助産師が電話を受けしており、必要時には緊急避妊のピルの情報提供を行っています。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業への影響について

・事業への影響（相談数の増減、相談内容の変化など）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によるストレス等に起因するDVにより、相談件数が増減したといった状況は見られませんが、特別定額給付金の関係で、DV

に悩んでいるという相談よりも、特別定額給付金の申請でDVの証明が必要になったといった相談件数の増加はありました。特別定額給付金を通じ、今まで相談に繋がっていなかった人が、一定程度繋がってきているという影響を把握しています。

・ **新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した追加事業や見直し等**

川崎市独自で実施した新たな事業等はありませんが、国が実施している「DV相談プラス」は、児童虐待と併せて、市のホームページで周知するとともに、メディアで虐待やDVが自粛で潜在化しているといったことも報道されていたため、ホームページでも目に付く所に掲載するなどの工夫を行いました。

・ **今までDV被害を受けていて、今回初めて相談に繋がった人からの相談が一定程度あるとのことだが、どのように対応しているのか。**

通常の相談と同じ対応をしています。今回、DV被害者の特別定額給付金の手続きにより相談件数が増加していることから、女性相談員だけではなく社会福祉職の職員なども対応しました。今後、支援継続となるかは本人の意向もあり難しい部分もありますが、支援に繋がったというのは一つの成果だと認識しています。

・ **夫や子どもが在宅だと相談しにくい状況があり、今回支援に繋がった人に対し今後継続的な支援ができるかは課題だと思うが、どのように認識しているか。**

御指摘のとおり意識的に取り組んでいかなければいけないと認識しており、相談者は特別定額給付金に関する相談で連絡したかもしれませんが、やはり背景にDVがあるので、相談窓口ではいつでも相談してほしいと伝えています。また、在宅で電話しにくい状況においてSNS相談窓口は有効なため、県のLINE相談や国の「DV相談プラス」の周知を引き続き行っていきます。

・ **風俗産業従事者や居場所のない若年女性に対する新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について、事前回答では把握していないということだったが、こうした問題は潜在化する傾向があり、警察とはどのように連携しているか。**

日頃から女性保護事業と警察で連携しており、年一回、警察、児童相談所、女性相談員など現場関係者を集め、意見交換や課題の共有に取り組んでいます。若年女性の支援については十分に把握し切れていないところもあり、居場所がない場合やDVで一時保護を求めた場合、警察が区役所に繋いでいくことになるため、今後も意見交換する場を設け、連携して取り組んでまいります。

4 若年女性に対する支援に向けた今後の課題について

・ **近年顕在化している課題や国や他都市の動向（性暴力、性虐待の増加など）**

若年女性支援に関する啓発については、小学生から、ステージごとに啓発を行う必要があると考えています。

・ **事業推進における課題（相談に繋がりにくい、相談後受け入れる支援機関が限られ**

ているなど)

相談に繋がりにくいという課題について、若い世代はスマートフォンの使用率が高く、また新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で必要性も高まっていることから、ICTを活用した事業の推進が重要だと考えています。

なお、10代の若年女性からの相談件数については、現状では比較的相談件数全体に占める割合が小さいということもあり、実際に相談があると現場も試行錯誤しながら支援しているという面はあります。しかしながら、若年女性のケースは、背景に虐待や貧困など家庭に課題を抱えていることが多く、児童虐待も含めて若年期から支援していくことが必要だと認識しています。関係機関との連携については、川崎市では、中学校1年生の男子生徒が多摩川で殺害された事件を受けて、学齢時の支援を行う関係機関が意見交換する連絡会を設置しました。そこで共有された事例や、他都市の状況も把握しながら、若年女性への支援について連携していきたいと考えています。

・連絡会での情報共有は、市役所内の部署もしくは県内関係機関で実施しているのか。連絡会は区役所の女性保護を担当する部署やこども教育相談員、教育委員会、保護司会、児童家庭支援センター、法務少年支援センター、少年相談・保護センターなどで構成されています。

・情報共有の具体的な活用について、連絡会として統一した方針等を作成する予定か、それとも個々の現場にフィードバックしていくなどの方針か。

統一した方針を作成するというよりは、実際の現場で役立つ情報の共有を図ってきたいということで実施しています。

・連絡会は、どのくらいの頻度で開催しているのか。

児童相談所ごとの地域で年1回開催するとともに、全体会として、各地区の内容を全体で共有しています。その他、年度によっては、研修会や講演会を開催することもあります。

・相談員の性別、年代について40代から60代が中心的ということだが、10代後半、20代の相談者に対し、より相談者に年齢の近い相談員を配置するなどは検討しているか。

相談員の任用に当たっては、求人広告の制約から、年齢を指定した募集などではない状況となっています。

○ 委員意見

・DV相談と妊娠・出産SOS相談が連携した啓発を行ったとのことだが、事業の連携を今後の課題として検討していくべきではないか。例えば、妊娠・出産SOS

Sで相談を受けたケースが、DV相談支援センターと関わりがある場合もありうるし、その逆もありうる。当事者は連携した啓発チラシを見ても、その後どういった支援が双方から連携して受けられるのか疑問に感じるのではないかな。

- ・インターネットを通じて若い世代に相談する窓口があることを周知することで、相談にたどり着く若い女性たちが多くなることが期待されるため、御検討いただきたい。
- ・女性用トイレ等に広報物を配置しているということだが、当事者だけでなく様々な人が広報物を手に取ることによって、防止効果や、若い男性への啓発、相談の促しなど、手に取らなくても意味はあると思うので、ぜひ今後は男性など、幅広い層の方々に届く広報を検討していただきたい。
- ・若年女性に対する性的な搾取は、同じ形態が継続するわけではなく変化するため、後追的な支援にならざるを得ないが、JKビジネスやアダルトビデオへの強制出演による搾取被害は現在も続いている。具体的な被害について、10代の若年層に対してどのように啓発をするのか御検討をお願いしたい。
- ・相談員の年齢が高いと、特に若年相談者は相談するハードルが高くなることが懸念される。女性支援において民間団体が果たす役割は大きく、相談員の配置については民間団体を活用するとよいのではないかな。
- ・周知啓発について、SNSの利用などを検討されているということだが、既存のチラシやポスターも十分に周知されていないと感じるので、配布場所や枚数の増加など、従来型のツールも、もう少し掘り下げたほうがよいのではないかな。
- ・当事者としては、ポスターの前で立ち止まれないといった反応もあり、LINEで相談窓口の周知をするなど、紙媒体以外の手法の検討が必要ではないかな。
- ・若年女性の相談に関して、問題が起きてから相談窓口等を知るのは、被害者にとって行動が取りづらくなるなどの側面が懸念される。幼少の時から、地元である川崎市の取組を周知し、意識付けを広く展開していくとよい。
- ・18歳未満及び18歳以上の若年女性の支援に向け、児童相談所と女性保護事業でそれぞれが、当事者たちの状況に合わせた支援プログラムなどを形成していく必要性があると感じた。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に関する質問をしたが、現状では把握できてないところもあり、長期的にこの問題は続くことが予想されるため、相談内容の精査なども含めて、今後も新型コロナウイルス感染症の影響に留意していただきたい。

(2) ひとり親家庭に向けた支援について

【担当部署 こども未来局こども支援部こども家庭課】

○所管課への事前質問

1 事業の実施状況

- ・児童扶養手当の支給状況（令和2年3月31日現在）

	総数	うち母子家庭	うち父子家庭
令和元年度 支給世帯数	6,077世帯	5,817世帯	230世帯

※うち、その他養育世帯 30世帯

- ・川崎市母子・父子福祉センターにおける相談の実施状況（令和元年度）

	総数
①生活相談 相談・面談件数	713件
講座受講者数	726人
②就労相談 相談・面談件数	2,161件
講座受講者数	1,002人

- ・自立プログラム策定・高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の支給状況
自立プログラム

	総数	うち母子家庭	うち父子家庭
令和元年度 自立プログラム 策定件数	44件	44件	0件

- ・高等職業訓練促進給付金

		総数	うち母子家庭	うち父子家庭
支給 件数	平成30年度	48件	48件	0件
	令和元年度	43件	43件	0件
支給 総額	平成30年度	41,707,000円	41,707,000円	0円

- ・自立支援教育訓練給付金

		総数	うち母子家庭	うち父子家庭
支給 件数	平成30年度	17件	17件	0件
	令和元年度	14件	14件	0件
支給 総額	平成30年度	870,918円	870,918円	0円

2 事業の周知方法

・啓発物の配布方法、配布数等

ひとり親家庭支援施策を一冊にまとめた「ひとり親家庭サポートガイドブック」を約7,000部作成し、配布しています。

配布方法は区役所等への配架のほか、児童扶養手当現況届（約6,000人来庁）で直接手渡ししています。

○所管課への当日質問

1 ひとり親家庭の生活支援事業の特徴について

・川崎市のひとり親家庭の生活支援事業及び平成30年度に実施したひとり親家庭支援施策の見直しについて（概要）

本市のひとり親家庭の状況について、令和2年3月末時点において、児童扶養手当の受給されている世帯数が6,077、母子世帯が5,817、父子世帯が230世帯、養育者世帯が30という内訳になっています。国の調査によると、ひとり親家庭は、児童がいるふたり親世帯の総所得の約38%しかないなど、経済的に厳しい状況が伺えます。また、貧困率も、大人が二人いる世帯が10.7%のところ、ひとり親家庭は50.8%と、高い貧困率になっています。就労状況についても、本市調査によると就労率は84%と高くなっていますが、就労形態を見るとパートやアルバイトなどの非正規就労の方が約半数以上という状況があります。また、経済的に厳しい状況に加え、子どもの生活や学習の習慣が身に付きづらく、若年期で勉強に躓きやすいといった状況を本市調査から把握しました。

こうした背景を踏まえて、川崎市においては平成30年度にひとり親家庭支援施策の見直しを行いました。ひとり親家庭全体が対象となる施策を実施することを大前提に、まず目標としては、親と子の将来の自立に向けた支援を行い、特に子どもに対しての支援を重点化するとして、具体的には、経済的支援を中心に、子どもの自立支援、生活支援、就労支援等を総合的に提供していくということで、それぞれの課題を踏まえ方向性を示しました。

特に、従前は特別乗車証交付事業を通じ、市バスの定期券特別乗車証を児童扶養手

当受給世帯に1枚交付をしていましたが、実態調査をしたところ、実際に毎日定期券と同じように利用しているのは3割程度であり、利用していない理由としては、市バスしか使えないことが挙げられるなど、限定された方に対する施策であることがわかりました。また、通勤手当の状況も調べたところ、非正規就労が多いという状況から、職場から交通費が支給されていない場合も多いことも把握しました。

こうした状況から、特別乗車証交付事業の見直しを行い、新たに、交通費が職場から支給されていない親に対しては通勤交通費の支給をする制度、そして高校生の子どもには、市バスに限らず学校に行くときの鉄道も含めた公共交通機関を利用する際の通学定期券の助成制度を構築しました。

この他にも、ひとり親家庭支援施策の見直しでは、ひとり親家庭に対する一時保育、病児・病後児保育の減免の適用や、小・中学生を対象とした学習等の支援の実施、ひとり親家庭に対する医療費助成制度の所得制限の緩和などを行いました。

・川崎市が独自で実施しているひとり親家庭支援事業について

市バスの特別乗車交付事業の見直しにより開始した児童扶養手当受給世帯の高校生の児童への通学費助成制度及び会社から通勤交通費が出ない親に対する通勤交通費助成制度、ひとり親家庭に対する医療費助成制度の所得制限の緩和、一時保育、病後児保育利用料の減免については、市の独自の制度となっています。

・国・県・他都市及び関係機関との連携について

行政間の連携としては、毎年政令市及び東京都で行う大都市会議において、様々な課題等の共有や国への要望を行っています。関係機関の連携としては、市内唯一の母子福祉団体である川崎市母子寡婦福祉協議会と緊密に連携をとり、市の母子・父子福祉センターであるサン・ライヴ事業を委託しています。また、毎年、団体から要望をいただく場も設けています。さらに、ひとり親家庭の自立に向けては、就労の支援が重要であるため、就労支援機関と定期的に情報共有などを行い連携に努めています。

・川崎市母子寡婦福祉協議会以外に連携している民間団体はあるか。

シングルマザー支援協会と相互情報交換を行うことなどについて連携協定を結んでいます。具体的な連携内容としては、市の広報物の中でシングルマザー支援協会の取組を紹介するとともに、協会のホームページでは川崎市の取組を紹介していただいています。

・学習支援・居場所づくり事業について

学習支援、居場所づくり事業について、子どもの将来の自立に向けた切れ目ない支援を実施するという観点から、これまで健康福祉局生活保護・自立支援室が生活保護受給者を対象に実施していた事業に、令和元年度からひとり親家庭も加わり、現在2

局の共同事業として市内16か所で実施しています。内容は主に将来の高校進学に向けて、生活習慣の習得の支援や、学習の支援、子どもへの居場所提供など複合的な取組となっています。対象の学年は、小学校5年生から中学校3年生までとなっており、一部の会場では、モデル的に小学校3年生から実施をしています。高校を卒業した後もアフターフォローを行っており、令和元年度のひとり親家庭の利用者は、定員150人に対して、おおむね同数の申込みがありました。希望されて利用できなかったということはありません。

また、子どもの中には要保護児童対策地域協議会の個別支援のケースとなっている場合もあるので、区役所の地域みまもり支援センターや、学校等と連携をしながら、切れ目のない支援を行っています。

・小中学生を対象とした学習支援について、希望者は全員利用できていると伺ったが、それは全世帯を対象に希望調査を取った上での結果か。

本制度は、児童扶養手当を受給しているか否かに関わらず対象になり、昨年度、制度を開始するに当たっては、市にひとり親家庭になった際などに届出をいただいている児童扶養手当受給資格者約7,000世帯に周知しました。昨年度は申込みが約150世帯程あり、申込みがあった全ての世帯の利用に繋がりました。

・今春の休校措置下及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置が必須となった現在は、どのような実施状況となっているか。

①3月中の休校措置下において

委託事業としてすでに年間の実施予定が終了となっているところがほとんどで影響はありませんでした（年間回数が決められている事業であり、3月上旬で終了となるところが多い。）。なお、実施回数が残っている実施場所については、福祉的な取組の観点から、居場所としての提供は継続して行っていました。

②4月以降～緊急事態解除まで

居場所の提供を中心とした支援の継続、学習についてはプリント配布、リモート授業、電話での個別相談受付等により対応していました。

現在は、密にならないよう離れ、着席するとともに、マスクを着用するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を取りながら実施しています。

2 事業の周知啓発について

・児童扶養手当現況届のときに来庁した6,000人に対し、直接ひとり親家庭サポートガイドブックを手渡しているということだが、現況届の提出の際は来庁を推奨されているのか。

現況届の提出における来庁については、児童扶養手当法の中で、基本的に対面で行

わなければならないという定めがあります。現況届自体は限度額があるので、前年度所得など、資格を満たしているかを確認する場でもあります。合わせて支援を行う場という意味合いもあり、対面する場を使用して、相談や支援に関する情報提供、サポートガイドブックの配布を実施しています。

・ひとり親家庭支援施策の見直しでは啓発の課題として、サポートガイドブックが十分認知されていない、またタイミングよく情報提供するためのメールマガジンの発信も登録数が少ないとあったが、今後どのように効果的な情報提供を行うことを検討されているのか。

啓発の課題について、メルマガの登録数が見直しの時点で少ないということについては、現況届の場などを使用し、登録の勧奨をしました。今現在は約1,300人が登録しています。

・サポートガイドブックについて、お金、子ども、仕事、日々の生活など項目別に掲載されているが、ライフステージ別に掲載されたほうが当事者にとって使いやすいのではないかと。また、メールマガジンについても、場合によっては、それぞれのライフステージに合わせてタイミングよく通知が送付されるとわかりやすいのではないかと。思うが、どのようにお考えか。

現状のサポートガイドブックの構成は項目立てとしており、それぞれのライフステージごとに何が必要とされるかということは、人によって違うので一律に情報提供することは難しいですが、御指摘の意見については、現況届の場やメルマガやホームページを使い、速やかにタイミングよく情報が届けられるように心掛けて実施しています。

・当事者の声はどのように拾っているのか。また、今後どのように検討されているか。

サポートガイドブックの作成を始めて3年目になりますが、初年度はひとり親当事者の支援に関わる弁護士や母子寡婦福祉協議会に御意見いただきました。ガイドブックは毎年改善しており、いろいろな機会を捉えて意見をいただくようにしています。また、メールマガジンは現在登録者が約1,300人となり、定期的にメールマガジンの掲載内容などについて伺うアンケートを実施しています。

3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業への影響について

・事業への影響（川崎市母子・父子福祉センターの事業実施状況など）

母子父子福祉センターで実施する事業は、主に就労収入に向けた資格取得、家計相談、生活向上のためのヨガやボディワーク等の講座などがあり、講座は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、緊急事態宣言発令後、当面の間停止していました。6月以降、密を避けるように配慮しながら、今現在は順次再開しています。今後は、

新しい生活様式を意識し、対面に限らずオンライン等を活用して講座等を行うことも検討しています。

相談件数については、緊急事態宣言発令後、減少が見られました。母子父子福祉センターで受ける相談内容が主に就労収入増加に向けた資格取得が多いため、緊急事態時においては、優先事項とならなかったなどが影響したのではないかと考えています。現在は、経済的に厳しいという理由から、社会福祉協議会で実施している緊急小口資金等の貸付金の相談や申請が増加したと伺っています。

・ひとり親家庭等臨時特別給付金実施の経緯と給付状況

緊急事態宣言に伴い、外出の自粛などで仕事が継続できない、雇用条件が悪化したという方が多くいる中、特にひとり親は、御自身で育児しながら生計を維持するという厳しい状況にあると市民からも御意見をいただきました。それを踏まえ、本市としては経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭の中でも、特に児童扶養手当を受給している方に、速やかに生活の支援を図るために、一律2万円という形の給付金を5月28日に実施しました。

・今後予定している事業内容の変更・追加

本年度はひとり親家庭支援施策の見直しから2年目となり、まずは現在の取組を推進するとともに、機会を捉えてひとり親家庭の御意見を伺いながら進めてまいります。

・ひとり親の半数以上が非正規雇用で働いており、さらに中小零細企業に勤めている場合、休業手当や休業補償が支給されず訴えづらいこともある。したがって、市が中小零細企業に対して制度周知等の働きかけることが必要だと考えるが、どのようにお考えか。

直接的に企業に対して働きかけはしていないが、制度周知の必要性は認識しており、ひとり親家庭等臨時特別給付金実施の際は、国のホームページ等のQRコード等もつけるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国が実施している施策等の周知を行いました。

4 ひとり親家庭の支援に向けた今後の課題について

・近年顕在化している課題、国や他都市の動向、事業推進における課題

国のひとり親家庭支援施策においては、直接的な経済的な支援から、自立に向けた支援、養育費の確保といった支援に転換をしているところではありますが、新型コロナウイルス感染症が起き、その影響下で経済的支援が必要となり、現在全国一律で臨時特別給付金の支給といった緊急対策が行われています。

今後事業を推進するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対面が難しくなっている側面もあり、支援の在り方についても、見直しや検討を進めてい

く必要があると考えています。本市としても、国の動向等を注視しながら、引き続き取組を進めてまいります。

○ 委員意見

- ・ひとり親家庭に向けた支援は近年改善されており、ガイドブックやメールマガジンができるなど、周知方法も充実してきている。しかしながら、ひとり親は、市役所に行って相談をしたいことがあっても、育児と仕事で忙しく窓口に行く時間がとれないこともある。相談しやすい体制を作っていただけるとよい。また、ひとり親の中には、最後に来庁して以降、既に何年か経過していることもありうる。現在接点がないひとり親に対し、どのように網羅的に情報提供するのか、検討が必要ではないかと感じた。
- ・周知啓発について、ガイドブックによるメリットもあるが、ウェブ上で分かりやすく支援内容を示したり、ライフステージの各段階に合わせてタイミングよく通知できるようなシステムでサポートしていくことが必要ではないか。また、メールマガジンも登録者数は増加しているなど努力は認められるが、定期的な情報提供が実効的なものになっているのか検証していく必要があると感じる。
- ・国の制度や状況も変わっていくので、機会を捉え制度の周知を行うとともに、今後当事者の意見を踏まえながら、広報啓発物の改善に取り組んでいただきたい。
- ・ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響に関する質問を行ったが、現状では、まだ影響が出てきて期間も短く、恐らく長期的に影響が続くことが予想される。今後も事業推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響に留意していただきたい。

7 川崎市男女平等推進審議会について

(1) 権 限

- ア 男女平等推進行動計画の策定・変更に際し、意見を述べる。(条例第8条)
- イ 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議(条例第17条)

(2) 組 織

第9期川崎市男女平等推進審議会

任 期：平成31(2019)年4月1日～令和3(2021)年3月31日

委員数：13人(女性7人、男性6人※)

- ※令和元(2019)年7月から女性8人、男性5人となっている
- ・男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。
- ・市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(3) これまで実施したヒアリング

実施日時	対象等
平成22(2010)年 7月1日(木)	第2期行動計画 柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実 【局・区の男女共同参画推進員】
平成23(2011)年 8月26日(金)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター、川崎区役所保健福祉サービス課】 ② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実 【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成24(2012)年 9月19日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅳ－基本施策12 政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課、課長職の女性職員】 ② ひとり親世帯への施策【市民・子ども局子ども本部子ども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室】
平成25(2013)年 10月2日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策2 DV被害者支援対策について【市民・子ども局子ども本部、区役所所管課】 ② 柱Ⅲ－基本施策8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会人権・共生教育担当、生涯学習推進課】
平成26(2014)年 8月22日(金) 9月24日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅱ－基本施策4 事業者による男女共同参画の取組と、男女共同参画の視点における市内企業・事業所の現状と課題及びそれらを踏まえた市の取組について【一般社団法人 中原工場協会、経済労働局労働雇用部】 ② 柱Ⅳ－基本施策11 かわさき男女共同参画ネットワークの検証と活用について【市民・子ども局人権・男女共同参画室】

<p>平成27(2015)年 9月2日(水)</p>	<p>第3期行動計画 (1) 男性の子育て・地域活動への参加促進について ① 目標Ⅰ基本施策3 施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり 【教育委員会生涯学習推進課】 ② 目標Ⅲ基本施策1 施策1 地域活動における男女共同参画の促進 【高津区役所生涯学習支援課】 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について 目標Ⅲ基本施策1 施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【総務局危機管理室、中原区役所危機管理担当】</p>
<p>平成28(2016)年 9月1日(木)</p>	<p>第3期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策3 キャリア在り方生き方教育における男女共同参画の視点について 【教育委員会教育改革推進担当】 ② 目標Ⅱ基本施策2 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【経済労働局企画課、労働雇用部】 【教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター】</p>
<p>平成29(2017)年 7月31日(月)</p>	<p>第3期行動計画 特定事業主行動計画に基づく市内の女性活躍に向けた取組について 目標Ⅱ基本施策1 施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進 目標Ⅱ基本施策3 施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進 【総務企画局人事部人事課】</p>
<p>平成30(2018)年 9月14日(金)</p>	<p>第3期行動計画 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組について 目標Ⅰ基本施策2 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進 【市民文化局人権・男女共同参画室、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、区役所所管課】</p>
<p>令和元(2019)年 8月30日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策2 市職員に向けたハラスメントの防止及び被害者支援の取組について 【総務企画局人事部人事課】 ② 目標Ⅲ基本施策9 若年層を対象にした就労自立支援について 【経済労働局労働雇用部】</p>
<p>令和2(2020)年 7月17日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 困難な状況にある若年女性に向けた支援について 【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども支援部こども保健福祉課】 ② ひとり親家庭に向けた支援について 【こども未来局こども支援部こども家庭課】</p>

第9期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所属等
1	<small>あべ ひろこ</small> 阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
2	<small>いしやま ともこ</small> 石山 智子	川崎市ケーブルテレビ協議会
3	<small>いたい ひろあき</small> 板井 広明	お茶の水女子大学
4	<small>おかの としあき</small> 岡野 敏明 (R1.4.1～R1.7.8) <small>みしく ゆりこ</small> 御宿 百合子 (R1.7.9～)	川崎市医師会
5	<small>かいのう たみえ</small> ◎戒能 民江	お茶の水女子大学
6	<small>かとう しゅういち</small> ○加藤 秀一	明治学院大学
7	<small>ごうはら ただし</small> 郷原 正	市民（公募）
8	<small>たきがみ ありさ</small> 瀧上 亜里佐	川崎商工会議所
9	<small>たち ゆうき</small> 館 勇紀	川崎市PTA連絡協議会
10	<small>まなべ くにこ</small> 眞鍋 邦子	市民（公募）
11	<small>みやざわ たかし</small> 宮澤 孝	川崎地域連合
12	<small>やまのくち ちほ</small> 山之口 千穂	市民（公募）
13	<small>ゆやま かおる</small> 湯山 薫	神奈川県弁護士会

◎会長、○副会長